

答 申 第 9 1 号

平成17年6月17日

神 戸 市 長

矢 田 立 郎 様

神戸市情報公開審査会

会長 佐 伯 彰 洋

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について

(答 申)

平成14年8月20日付神み空推第94号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「平成15年度空港整備事業予算要求書の提出について」及び「平成15年度 予算要求書(港湾事業)」の部分公開決定に対する異議申立てについての諮問

1 審査会の結論

本件は、異議申立人が異議申立てを行った以後、実施機関において非公開理由が消滅したことを理由として、原処分を撤回し公開決定処分を行い、既に公開がなされたことから、異議申立人において処分の取消しを求める訴えの利益は失われたものというべきであり、神戸市情報公開条例第 19 条第 1 項に規定する「不適法であるとき」に相当し、審査会では原処分の妥当性を判断する必要はない。

2 経 緯

異議申立人（以下「申立人」という。）は、平成 14 年 6 月 14 日付で、「神戸空港に関して神戸市から国に提出した、ないしは国から受理した資料（書類）すべて（2002 年 4 月以降）」を請求し、市長（以下「実施機関」という。）は 6 月 28 日付で「平成 15 年度空港整備事業予算要求書の提出について」ほか 11 件の公文書を特定し、「平成 15 年度空港整備事業予算要求書の提出について」（以下「第 1 文書」という。）のうち平成 15 年度以降の数量、単価、金額、図面及び要求理由を、「平成 15 年度予算要求書（港湾事業）」（以下「第 2 文書」という。）のうち平成 15 年度以降の数量、事業費等を、それぞれ非公開とする部分公開決定を行った。それを受けて申立人より平成 14 年 8 月 6 日付で異議申立書が提出され、実施機関は当審査会に諮問をした。

第 1 文書及び第 2 文書の非公開部分は、その後非公開理由が消滅した時点でそれぞれ当初決定を撤回し、第 1 文書の非公開部分については平成 15 年 2 月 6 日付で、第 2 文書の非公開部分については平成 15 年 5 月 1 日付で申立人に対して、公開決定を行った。

実施機関は、撤回された非公開部分を申立人に対して公開したが、申立人は異議申立てを取り下げず、原処分が正しかったかどうかを審査会で判断してほしい旨を要望された。

3 審査会の判断

- (1) 本件申立ては、「神戸空港に関して神戸市から国に提出した、ないしは国から受理した資料（書類）すべて（2002 年 4 月以降）」を公開請求したのに対し、実施機関が第 1 文書のうち平成 15 年度以降の数量、単価、金額、図面及び要求理由を、及び第 2 文書のうち平成 15 年度以降の数量、事業費等を、それぞれ非公開とする部分公開決定をしたことについて、これを取り消し、非公開とされた情報の公開を求めるものであった。しかし、実施機関はその後非公開理由が消滅した時点でそれぞれ当初決定を撤回し、第 1 文書の非公開部分については平成 15 年 2 月 6 日付で、第 2 文書の非公開部分については平成 15 年 5 月 1 日付で申立人に対して、公開決定を行った。申立人は、原処分の妥当性の判断を審査会に求めているが、申立人の訴えの利益が消滅しており、審査会としては、原処分の妥当性を判断する必要はない。

(2) 不服申立てとは、行政庁の処分その他公権力の行使にあたる行為に不服のある者が、当該行政庁又はその上級行政庁に対し不服を申立て、処分等の違法又は不当を審査させ、もって違法又は不当な処分等の是正を求める手続である。

行政不服審査法によると、処分についての異議申立てに対する決定について、同法第 47 条において規定されているが、同条第 1 項において「異議申立てが法定の期間経過後にされたものであるとき、その他不適法であるときは、処分庁は、決定で、当該異議申立てを却下する。」と規定されている。ここでいう「その他不適法であるとき」とは、異議申立てできない処分についての異議申立て、異議申立ての利益の消滅、処分庁を誤った異議申立てなどの場合が想定されている。したがって、既に訴えの利益が消滅している場合は処分庁として却下する旨の決定を行うことができる。

(3) 審査会は、神戸市情報公開条例第 22 条に基づいて、設置された市長の附属機関である。その権能として、公開決定等について行政不服審査法に基づく不服申立てがあった場合に、実施機関からの諮問を受け、審査会において当該公開決定等の妥当性について審査する。審査対象の範囲は、同条例第 19 条第 1 項の規定に基づき、公開決定等について行政不服審査法による不服申立てがあったときに、当該不服申立てが「明らかに不適法であるとき」又は当該不服申立てに係る請求を認容するときを除き、実施機関は審査会に諮問することとされている。

ここでいう「明らかに不適法であるとき」とは、行政不服審査法第 47 条第 1 項中の「不適法であるとき」と同様、異議申立ての利益の消滅などの場合である。

(4) 本件は、審査会に諮問された段階では適法な異議申立てであった。しかし、その後、実施機関において、後発的な事情の変更により非公開理由が消滅し、非公開部分の公開決定がなされ、申立人に当該非公開部分を開示したのであるから、異議申立ての利益は消滅し、条例第 19 条第 1 項に規定する「不適法であるとき」に相当するため、もはや審査会の判断は必要ない。実施機関は、審査会における判断を待たずに却下の決定がなしうると判断する。なお、諮問後に不適法な異議申立てとなった場合においては、実施機関は速やかにその諮問を取下げるのが相当と思われる。

(5) 以上から、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考)審査の経過

年 月 日	審 査 会	経 過
平成 14 年 8 月 20 日		* 諮問書を受理
平成 14 年 9 月 13 日	第 149 回審査会	* 審議
平成 14 年 9 月 27 日		* 実施機関から非公開理由説明書を受理
平成 15 年 5 月 19 日	第 154 回審査会	* 審議
平成 15 年 9 月 30 日	第 161 回審査会	* 審議
平成 15 年 12 月 25 日	第 166 回審査会	* 審議
平成 16 年 4 月 9 日	第 168 回審査会	* 審議
平成 16 年 9 月 10 日	第 173 回審査会	* 審議
平成 17 年 1 月 25 日	第 176 回審査会	* 審議
平成 17 年 2 月 17 日	第 177 回審査会	* 審議
平成 17 年 4 月 5 日	第 178 回審査会	* 審議
平成 17 年 5 月 27 日	第 179 回審査会	* 審議